

豊丘村商工会随時監査意見書

地方自治法 199 条第 7 項の規定により、令和 2 年度豊丘村商工会の事業活動並びに決算について審査した結果、下記のとおり意見を付します。

令和 3 年 8 月 12 日

豊丘村監査委員 久保田 康敏

豊丘村監査委員 唐 澤 健

豊丘村商工会

会 長 木 下 進 様

記

1. 審査の対象

令和 2 年度豊丘村商工会の事業活動並びに決算

2. 審査の期日

令和 3 年 7 月 13 日

3. 審査の結果講評

コロナ禍における村からの各種支援が、迅速かつ適切であったことを確認し、豊丘村内ではコロナ禍における廃業業者が無かったことも確認した。

商工会員より「村からのコロナ禍における資材支援は非常に助かった」「PCR 検査料支援は営業面でありがたかった」等の好評価の感想があったことを確認した。

今回の監査は、村からの補助金が商工会にてどのように活用されているのか流れを見させていただいたもので、結果として村からの補助金は問題無く活用されていることを確認した。

4. 監査委員からの意見

巣ごもり事情により業績の伸びた食品業種もあるが、まだ売上がコロナ禍以前に戻っていない飲食業種もあり、国県及び村の支援を受けながら、回復に向かうよう取り組んでいただきたい。

土木業者の様子は、思わぬ豪雨災害により非常に忙しい状況をうかがったが、公共事業だけでなく民間事業への対応を上手くしていただくよう指導願いたい。

コロナ禍におけるPCR検査料支援事業の再開希望が強いことについては、村担当課に再度お願いをしていただきたい。

希望された、村による商工会への会員加入支援策（加入者と未加入者の差別）については、なかなか難しいものと感じたが、村担当課と可能かどうかの検討を願いたい。

今後も152名の会員を指導し、豊丘村の活力となる企業を育てていただくよう取り組んでいただきたい。